

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 平成22年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

この度の東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

当機構においては、東日本大震災に係る対策として、地域障害者職業センターにおける「特別相談窓口」の設置をはじめ、障害者雇用納付金の納付期限の延長、給付金及び助成金の要件緩和や支給申請等に係る手続きの弾力化、就労支援機器の優先的な貸出し等を実施しているところです。

さて、当機構では、誰もが職業をとおして社会参加と自立を実現できる共生社会を目指して、高年齢者等及び障害者の職業の安定や福祉の増進のためのさまざまな支援をユニバーサルサービスとして全国で提供しています。

職業リハビリテーション業務及び障害者雇用支援業務においては、「福祉から一般雇用へ」という政策の方向性の強まり、障害のある人たちの就業意欲の高まり、企業側におけるCSRやコンプライアンス確保の面からの障害者雇用の積極化といった様々な動きの中で、障害者雇用のさらなる進展のために、精神障害者、発達障害者など他の機関では支援が困難な就職困難度の高い障害者や中小企業等への支援に重点をおいて実施しました。

厳しい雇用失業情勢の中、一人でも多くの障害者の人たちの就職を実現するため、地域障害者職業センターにおいては、ハローワークへの障害者雇用に前向きな事業所情報の提供依頼、所長等の経営者団体等の訪問による求人要請等により就職先の確保に取り組みました。広域障害者職業センターにおいては、就職活動の長期化に伴う就職意欲の低下等を回避・軽減するためのグループミーティングの開催、短期の職場実習の追加実施、事業主団体への求人確保要請等の特別対策を機動的に実施しました。

特に、平成22年度は、前年度より開始した、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助、個別実践型リワークプログラムによる精神障害者の復職支援、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練との一体的実施による先導的職業訓練といった三つの業務の的確な実施に取り組みました。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成22年7月から障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が常用労働者200人を超える事業主に拡大したことから、パンフレットの作成・配布等を通じた改正納付金制度の広範な周知のほか、適用が見込まれるすべての中小企業事業主を対象にした計画的な個別訪問によるきめ細かい説明や事業主団体等に対する周知と協力の要請を行い、さらには、申告・申請書作成手順の説明会を全国で開催する等の周知活動を戦略的に展開しました。

高年齢者等雇用支援業務においては、65歳までの高年齢者雇用確保措置の完全実施を図るために、小規模企業を重点として、高年齢者雇用アドバイザーによる雇用確保措置の導入・定着のための相談・援助に取り組み、特に希望者全員を対象とする雇用継続措置の導入に向けて、ハローワークと連携した計画的な企業訪問を行うなど、効果的な相談・援助に取り組みました。

また、人口減少と一層の高齢化が同時進行する中、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働き続けることができる職場づくりがますます重要となることから、65歳までの高年齢者雇用確保措置の円滑な実施に加え、「70歳まで働ける企業」の普及・促進

に取り組んでいます。このため、全国から70歳以上の労働者が活躍する企業の先進事例を収集し、「70歳いきいき企業100選」等として広く情報提供を行うとともに、70歳雇用支援アドバイザーにより事業主に対する相談・援助を実施しました。

これらの相談・援助活動を充実させるとともに、高齢者雇用に対する理解の促進や取組みの拡大を図るため、企業と共同で行う高齢者の職場改善に関する研究、産業別団体の取組みへの支援、「高年齢者雇用開発コンテスト」の開催など、高齢者雇用に関する事業を幅広く展開しました。

業務運営の効率化に関しては、北海道及び沖縄を除く全ての地域障害者職業センターの管理事務の集約化、省資源・省エネルギーの徹底、「随意契約等見直し計画」に基づく競争性のある契約への移行、近年取り組んできた給与制度改革の効果などによる経費の節減に努めました。

また、地方において随意契約による委託により実施してきた高年齢者等に係る雇用関係業務及び障害者雇用納付金関係業務については、平成22年度の委託に当たっては一般競争入札により実施するとともに、平成22年10月から9道県において、さらに平成23年4月からは全都道府県において、当機構が直接実施することにより、業務実施体制の合理化を図りました。

内部統制については、コンプライアンスを担当する総務部とコンプライアンスに関する厳正な監査をする独立した監査室による2元構造のコンプライアンス体制の下、内部監査の実施に加え、新たにコンプライアンス基本方針及び推進計画の策定、コンプライアンス研修等に取り組む、内部統制の更なる向上、コンプライアンス意識の浸透を図りました。

さらに、職場単位の職員による自発的な業務改善運動である「Eサービス運動」に役職員あげて積極的に取り組みました。

平成23年度においては、事業の質をさらに高めるとともに、中期計画に掲げる目標達成に向けて、①障害者、高齢者、事業主といった利用者の皆様の立場に立ったサービスを提供すること、②当機構の使命と中期計画の目標、課題を役職員全員が正確に理解、認識し、その実現に向けてそれぞれの職務において的確、積極的に取り組むこと、③リアルタイムでの事業の進捗状況の管理に努めPDCAサイクルにより効果的な業務運営を実現すること、④すべての部署において無駄の削減、業務のより効率的な運営に積極的に取り組むことの四点を重点として、役職員が一丸となって業務の推進に努めることといたしております。

また、平成23年4月に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」が成立したことを踏まえ、雇用・能力開発機構の職業能力開発業務等について、平成23年10月の当機構への移管に向け、準備を進めてまいります。

今後も、これまでに蓄積している高齢者及び障害者の雇用支援のノウハウと全国ネットワークのスケールメリットを最大限発揮し、当機構の使命を果たすべく全力で取り組んでまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第三条）

② 業務の内容

当法人は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第三条の目的を達成するために以下の業務を行っています。

- ・ 高齢者等の雇用促進のための給付金の支給
- ・ 高齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助
- ・ 高齢期の職業生活設計に必要な助言・指導
- ・ 障害者職業センターの設置及び運営
- ・ 障害者職業能力開発校の運営
- ・ 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する研究・講習・啓発等）

③ 沿革

- | | |
|-----------|---|
| 昭和46年 5 月 | 社団法人障害者雇用促進協会設立 |
| 昭和49年 5 月 | 社団法人全国心身障害者雇用促進協会設立（社団法人障害者雇用促進協会を改組） |
| 昭和52年 3 月 | 身体障害者雇用促進協会設立（社団法人全国心身障害者雇用促進協会解散） |
| 昭和53年 9 月 | 財団法人高齢者雇用開発協会設立 |
| 昭和54年 7 月 | 国立職業リハビリテーションセンター開所 |
| 昭和60年 4 月 | 雇用促進事業団（現 独立行政法人雇用・能力開発機構）から納付金関係業務が全面移管 |
| 昭和61年 5 月 | 財団法人高齢者雇用開発協会が中央高齢者等雇用安定センターの指定を受け、当該業務を開始 |
| 昭和62年 5 月 | 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター開所 |
| 昭和63年 4 月 | 日本障害者雇用促進協会に名称変更
雇用促進事業団（現 独立行政法人雇用・能力開発機構）から
地域障害者職業センター及びせき髄損傷者職業センターが移管
国から国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原
職業リハビリテーションセンターの運営業務が移管 |
| 平成 3 年11月 | 障害者職業総合センター開所 |
| 平成15年10月 | 日本障害者雇用促進協会の業務に国及び財団法人高齢者雇用開発協会の業務の一部を加えて実施する独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が設立 |
| 平成21年 3 月 | せき髄損傷者職業センター廃止 |

④ 設立根拠法

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

（厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用対策課）

⑥ 組織図

別紙1「組織図」のとおり。

(2) 本社・支社等の住所

・主たる事務所の所在地

東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー

・その他

障害者職業総合センター

広域障害者職業センター：2所

地域障害者職業センター：47所、同支所：5所

(3) 資本金の状況

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	12,228	0	101	12,126
資本金合計	12,228	0	101	12,126

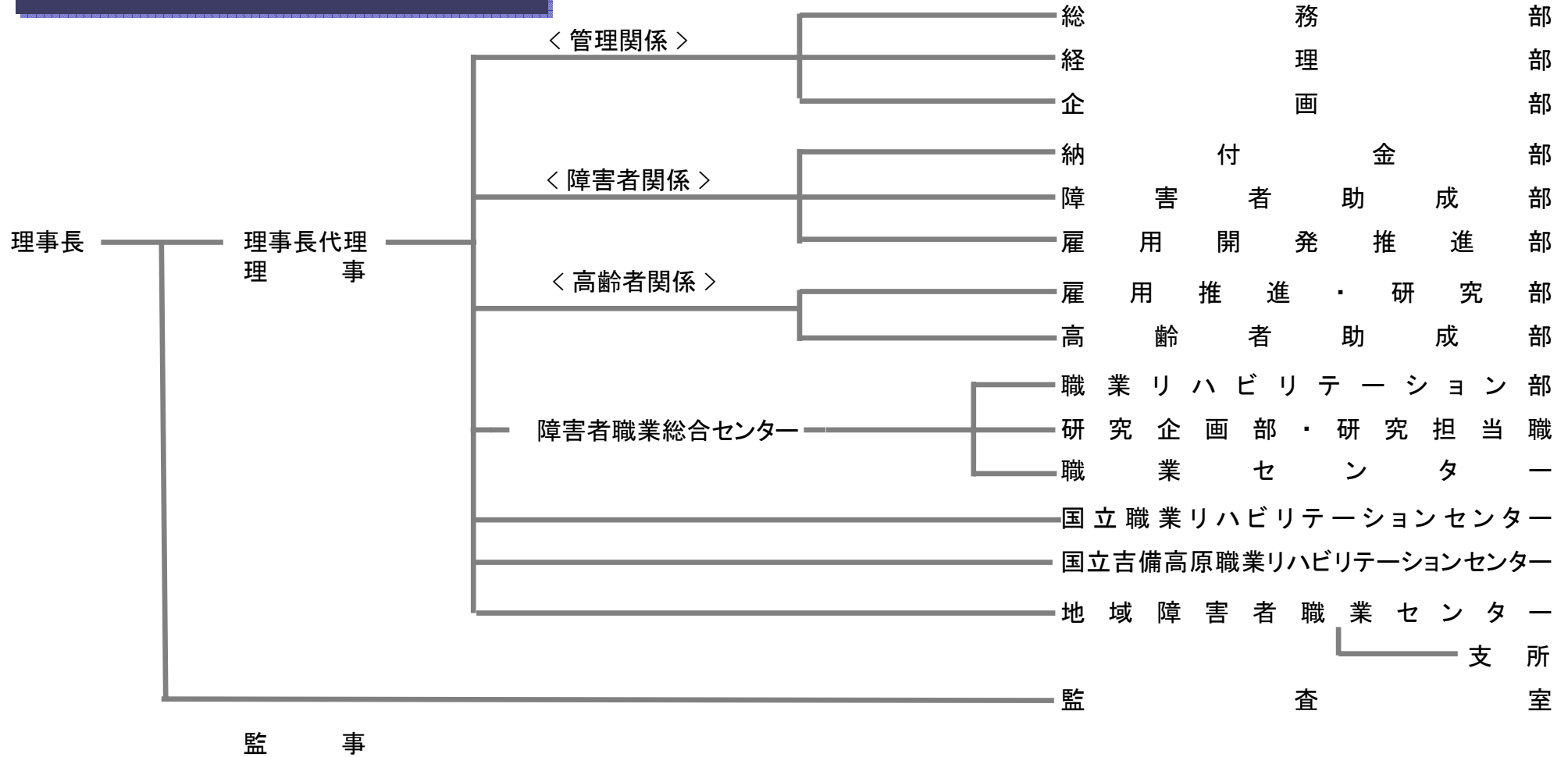
(4) 役員の状況

別紙2「役員の状況」のとおり。

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成22年度末において716人（前年度末722人）であり、平均年齢は40.6歳（前年度末40.2歳）となっています。このうち、国からの出向者は60人、国以外からの出向者37人です。

組 織 図



役 員 の 状 況

別紙2

法人名 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（役員数 7 名）

（平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在）

役 職	氏 名	就 任 年 月 日	経 歴
理 事 長	戸 莉 利 和	平成19年10月1日	昭和46年 7 月 労働省採用 平成14年 8 月 職業安定局長 平成15年 8 月 厚生労働審議官 平成16年 7 月 厚生労働事務次官 平成18年 9 月 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長代理
理事長代理	五 月 女 英 介	平成21年10月1日 (再任)	昭和44年 4 月 三菱電機（株）採用 平成 4 年 2 月 三菱電機（株）社長室参事 平成10年10月 三菱電機アジア（株）取締役社長兼アジア代表 平成18年 4 月 三菱電機（株）上席常務執行役国際部長
理 事	伊 澤 章	平成21年10月1日 〔役員出向〕 (再任)	昭和55年 4 月 労働省採用 平成15年 8 月 厚生労働省参事官（併）政策統括官付労使関係担当参事官室長
理 事	鏡 山 幸 彦	平成21年10月1日 (再任)	昭和43年 4 月 （株）日立製作所採用 平成16年 4 月 日立電子サービス（株）監査役
理 事	中 村 廣 志	平成22年4月1日	昭和46年 4 月 富士通（株）採用 平成19年11月 フィリピン富士通コンピュータープロダクツ会長
監 事	八 木 原 壮 夫	平成21年10月1日 (再任)	昭和48年 4 月 雇用促進事業団採用 平成15年 4 月 日本障害者雇用促進協会 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター職業評価指導部長 平成17年 4 月 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構情報研究部長
監 事 (非常勤)	福 井 光 彦	平成21年10月1日	昭和49年 4 月 安田火災海上保険（株）採用 平成19年 4 月 （株）損害保険ジャパン常務執行役員関西第二本部長 平成21年 4 月 （財）損保ジャパン環境財団専務理事

任期：平成23年 9 月30日までである。

注）本表は「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年 4 月26日閣議決定）等に基づき公表しています。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表 (詳細はこちらを参照)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	17,105	流動負債	9,451
現金及び預金	16,766	運営費交付金債務	5,746
その他	339	預り補助金等	2,451
固定資産	21,033	その他	1,254
有形固定資産	10,368	固定負債	1,993
無形固定資産	14	退職給付引当金	1,597
投資その他の資産	10,650	その他	396
金銭の信託	10,000	法令に基づく引当金等	
その他	650	納付金関係業務引当金	15,783
		負債合計	27,227
		純資産の部	金額
		資本金	
		政府出資金	12,126
		資本剰余金	△1,238
		利益剰余金	22
		純資産合計	10,911
資産合計	38,138	負債・純資産合計	38,138

② 損益計算書 (詳細はこちらを参照)

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	50,146
業務費	48,638
助成金	13,930
支給金	19,758
人件費	5,173
減価償却費	165
その他	9,612
一般管理費	1,499
人件費	584
減価償却費	16
その他	900
財務費用等	8
経常収益(B)	40,195
運営費交付金収益	12,502
補助金等収益	13,930
自己収入等	13,763
臨時損益(C)	9,955
当期総利益(B-A+C)	4

③ キャッシュ・フロー計算書 (詳細はこちらを参照)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△4,996
業務支出	△43,065
人件費支出	△5,931
一般管理費支出	△828
納付金収入	13,397
補助金等収入	16,381
運営費交付金収入	14,679
その他収入・支出	371
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△1,345
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△333
IV 資金減少額 (D=A+B+C)	△6,674
V 資金期首残高(E)	18,325
VI 資金期末残高(F=D+ E)	11,650

④ 行政サービス実施コスト計算書 (詳細はこちらを参照)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	36,383
損益計算書上の費用	50,146
(控除) 自己収入等	△13,763
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	291
III 損益外減損損失相当額	16
IV 損益外利息費用相当額	4
V 損益外除売却差額相当額	166
VI 引当外賞与見積額	△14
VII 引当外退職給付増加見積額	182
VIII 機会費用	517
IX 行政サービス実施コスト	37,545

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日（事業年度末日）における全ての資産、負債及び純資産を記載しております。

ア) 流動資産

現金及び預金 : 現金、預金

その他 : 未収金等

イ) 固定資産

有形固定資産 : 土地、建物、車両運搬具及び工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産 : 電話加入権

投資その他の資産 : 固定資産のうち有形固定資産、無形固定資産以外の長期資産で金銭の信託、敷金・保証金など

ウ) 流動負債

運営費交付金債務 : 独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金の債務残高

預り補助金等 : 国から交付された補助金等の残高

その他 : 未払金、預り金など

エ) 固定負債

退職給付引当金 : 将来の費用を当期の費用として見越し計上するもの

その他 : 資産見返負債など

オ) 法令に基づく引当金等

納付金関係業務引当金

: 「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」第 11 条に基づく、翌事業年度以降の納付金関係業務の財源に充てる引当金

カ) 資本金

政府出資金 : 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

キ) 資本剰余金

資本剰余金 : 国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成

ク) 利益剰余金

利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

損益計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独立行政法人の全ての費用とこれに対応する収益を記載して、当期純利益（当期純損失）を表示するものであります。

ア) 経常費用

業務費	: 高齢者雇用支援事業、障害者雇用支援事業、障害者職業能力開発事業及び障害者雇用納付金事業に係る経費
助成金	: 高年齢者の雇用促進のために支給される給付金
支給金	: 障害者雇用納付金制度に基づき支給される障害者雇用調整金、報奨金、助成金
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員に要する経費
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
その他(業務費)	: 業務委託費、雑役務費など
一般管理費	: 高齢者雇用支援事業、障害者雇用支援事業、障害者職業能力開発事業及び障害者雇用納付金事業以外の経費
その他（一般管理費）	: 雑役務費、借料など
財務費用	: 利息の支払に要する経費

イ) 経常収益

運営費交付金収益	: 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
補助金等収益	: 国からの補助金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	: 障害者雇用納付金収入などの収益

ウ) 臨時損益

臨時損益	: 納付金関係業務引当金戻入などが該当
------	---------------------

③ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、キャッシュ・フローを活動区分（業務活動、投資活動及び財務活動）別に表示しております。

ア) 業務活動によるキャッシュ・フロー

: 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、運営費交付金、補助金、納付金等による収入、事業費、助成金、支給金、人件費等による支出などが該当

イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、施設費による収入、固定資産の売却・取得による収入・支出、

定期預金の預入などが該当

ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

: リース債務返済による支出などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書は、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、一会計期間に属する独立行政法人の業務運営に関し、行政サービス実施コストに係る情報を一元的に集約しております。

独立行政法人の行政サービスコストとは、独立行政法人の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコストを言います。また、行政サービス実施コスト計算書の構成要素は以下のとおりであります。(独立行政法人の損益計算書に計上される損益は、法人の業績を示す損益であって必ずしも納税者にとっての負担とは一致しません。従って、以下の項目によりコストを算出することとされております。)

ア) 業務費用

: 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

イ) その他の行政サービス実施コスト

: 独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

ウ) 損益外減価償却相当額

: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産(以下「特定資産」という)の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

エ) 損益外減損損失相当額

: 独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

オ) 損益外利息費用相当額

: 有形固定資産に係る資産除去債務に対応する、時の経過による資産除去債務の調整額(利息費用)で、対応すべき収益の獲得が予定されないと認められた費用相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

カ) 損益外除売却差額相当額

: 特定資産の除売却時に生じた費用相当額

キ) 引当外賞与見積額・引当外退職給付増加見積額

: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額及び退職給付引当金見積額の増減額

※ 将来支給する賞与及び退職金については、当期以前の事象に起因する合理

的な見積額を引当金として貸借対照表に負債計上するとともに、当期の負担に帰すべき額を損益計算書に費用計上します。

しかし、その財源措置が運営費交付金により行われることが中期計画等で明らかにされている場合には、これらの引当金は計上しないこととされています。この場合、当期の国民の負担に帰せられるコストを示すための調整額を、「引当外賞与見積額」及び「引当外退職給付増加見積額」として、それぞれ行政サービス実施コスト計算書に表示します。（財務諸表の注記参照）

・引当外賞与見積額の算出方法

当期末における引当外賞与見積額－前期末における引当外賞与見積額

・引当外退職給付増加見積額の算出方法

（退職一時金制度） 期末在職者に係る退職給付見積額の増加額

－（退職一時金制度） 期中退職者に係る前期末退職給付見積額

＋（厚生年金基金制度） 年金債務に係る退職給付見積額の増加額

以上の計算式のとおり、引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額は、算出の結果マイナスとなることがあります。

ク）機会費用

：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成 22 事業年度の経常費用は 50,146 百万円と、前事業年度に比べ 14,790 百万円減少（△22.8％）しております。これは、

- ・ 高齢者雇用支援事業に係る助成金支給が 11,608 百万円減少したこと
- ・ 業務委託費が 2,699 百万円減少したこと

が、主な要因であります。

(経常収益)

平成 22 事業年度の経常収益は 40,195 百万円と、前事業年度に比べ 16,564 百万円減少（△29.2％）しております。これは、

- ・ 補助金等収益が 11,608 百万円減少したこと
- ・ 運営費交付金収益が 3,116 百万円減少したこと
- ・ 納付金収入が 1,805 百万円減少したこと

が、主な要因であります。

(臨時損益)

平成 22 事業年度の臨時損益は 9,955 百万円と、前事業年度に比べ収益が 1,769 百万円増加（21.6％）しておりますが、これは、障害者雇用納付

金関係業務の財源である障害者雇用納付金収入（障害者雇用に係る法定率の未達成の事業主から納付される納付金）よりも、障害者雇用納付金関係事業費等が上回ったことにより、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 147 号）第 11 条に基づく納付金関係業務引当金からの戻入収益額が、前事業年度よりも 1,769 百万円増加したことが、主な要因であります。

（当期総利益）

上記損益の結果、平成 22 年度の当期総利益は 4 百万円と、前事業年度に比べ 5 百万円減少（△54.6%）しております。

（資産）

平成 22 事業年度末現在の資産合計額は 38,138 百万円と、前事業年度末に比べ 5,967 百万円減少（△13.5%）しております。これは、

- ・ 障害者雇用納付金収入と障害者雇用納付金関係事業費等との収支差等により、現金及び預金が 3,339 百万円減少したこと
- ・ 金銭の信託について、障害者雇用納付金関係業務の資金財源とするため、2,000 百万円減少させたこと

が、主な要因であります。

（負債）

平成 22 事業年度末現在の負債合計額は 27,227 百万円と、前事業年度に比べ 5,395 百万円減少（△16.5%）しております。これは、

- ・ 納付金関係業務引当金について、当事業年度の障害者雇用納付金関係業務の財源として充当したことにより、9,955 百万円減少したこと
- ・ 当事業年度に交付された運営費交付金について、予算執行の効率化等により、運営費交付金債務が 2,212 百万円増加したこと
- ・ 預り補助金等について、高齢者雇用支援事業助成金に係る支給要件改正等の影響により 2,437 百万円増加したこと

が、主な要因であります。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成 22 事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△4,996 百万円と、前事業年度に比べ資金流出額が 526 百万円減少（△9.5%）しております。これは、

- ・ 助成金支出及びその財源となる補助金等収入において、前事業年度に比べて収支がともに減少し、2,409 百万円の資金流入となり、資金が増加したこと
- ・ 納付金収入について、前事業年度に比べて 1,767 百万円減少したことにより、資金流入額が減少したこと

が、主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成 22 事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△1,345 百万円と、前事業年度に比べ資金流出額が 12,508 百万円増加 (112.0%) しております。これは、

- ・ 定期預金の預入及び払戻について、前事業年度に比べて預入額が 6,556 百万円多かったことにより、資金の流入額が増加したこと
- ・ 金銭の信託について、前事業年度に比べて預金への振替額が 6,000 百万円減少したことにより、資金の流入額が減少したことが、主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 22 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△333 百万円と、前事業年度に比べ流出額が 202 百万円増加 (155.0%) しております。これは、当事業年度においては、不要財産に係る国庫納付等による支出が 210 百万円発生したことが要因であります。

表 主要な財務データの経年比較

当機構の中期目標期間

第 1 期：平成 15 年 10 月～平成 20 年 3 月 第 2 期：平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月

(単位：百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常費用(△)	△87,823	△71,977	△68,891	△64,936	△50,146
経常収益	86,330	74,083	63,652	56,759	40,195
臨時損益	1,493	4,287	5,244	8,186	9,955
当期総利益又は当期総損失	△0	6,394	6	10	4
資産	63,710	61,920	49,861	44,105	38,138
負債	52,283	44,194	38,331	32,622	27,227
利益剰余金又は繰越欠損金	△305	6,088	8	18	22
業務活動によるキャッシュ・フロー	73	△1,497	△11,726	△5,522	△4,996
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117	△8,985	3,911	11,164	△1,345
財務活動によるキャッシュ・フロー	△121	△134	△126	△131	△333
資金期末残高	31,371	20,755	12,814	18,325	11,650

(注 1) 平成 18 年度において、繰越欠損金 305 百万円を計上している主な要因は、平成 16 年度決算において共通経費(本部の総務部等の人件費や一般管理費など)を予算上予定していた 3 勘定(高・障勘定、納付金勘定及び能開勘定)ごとの負担割合で支出したものを、業務の割合に応じ負担すべきとの考え方により、納付金勘定において支出していた管理部門の人件費等を高・障勘定及び能開勘定に一部、配賦(振り替え)した結果、両勘定において帳簿上で損失 304 百万円が発生し、併せて運営費交付金債務が同額計上されたものであります。当該損失等は、その解消のために新たな国庫負担を生じるものではなく、第 1 期中期目標期間の最終年度(平成 19 年度)で帳簿上の処理を行い当該運営費交付金債務の収益化(当期総利益)により繰越欠

損金を解消致しました。

(注2) 平成19年度当期総利益6,394百万円が発生している主な要因は、第1期中期目標期間の最終年度であったことから、運営費交付金の精算のため、期間中の運営費交付金債務を全額収益に振り替えたことによるものであります。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

(区分経理によるセグメント情報)

ア 高齢・障害者雇用支援勘定

事業損益は4百万円と、前事業年度に比べ3百万円の減少(△46.6%)となっております。これは、運営費交付金債務の収益化に係る期間進行基準の採用において、対象経費に係る収益計画額と執行額との差額が前事業年度に比べて縮小したことが、主な要因であります。

イ 障害者職業能力開発勘定

事業損益は1百万円と、前事業年度に比べ2百万円の減少(△65.3%)となっております。これは、運営費交付金債務の収益化に係る期間進行基準の採用において、対象経費に係る収益計画額と執行額との差額が前事業年度に比べて縮小したことが、主な要因であります。

ウ 障害者雇用納付金勘定

事業損益は△9,955百万円と、前事業年度に比べ1,769百万円の減少(△21.6%)となっております。これは、障害者雇用納付金関係業務の財源である障害者雇用納付金収入(障害者雇用に係る法定率の未達成の事業主から納付される納付金)よりも、障害者雇用納付金関係事業費等が上回ったことが、主な要因であります。

表 事業損益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高齢・障害者雇用支援勘定	0	6,020	7	7	4
高齢者雇用支援事業	1	3,312	5	△0	△1
障害者雇用支援事業	△1	2,708	2	7	5
障害者職業能力開発勘定	△0	161	2	3	1
障害者雇用納付金勘定	△1,493	△4,075	△5,248	△8,187	△9,955
合計	△1,493	2,106	△5,239	△8,176	△9,950

(注1) 平成18年度以降の障害者雇用納付金勘定において事業損失が発生している主な要因は、法定障害者雇用率未達成の事業主から納付される障害者雇用納付金収入の減によるものであります。

(注2) 平成19年度高齢・障害者雇用支援勘定及び障害者職業能力開発勘定において事業利益が発生している主な要因は、第1期中期目標期間の最終年度であったことから、運営費交付金の精算のため、期間中の運営費交付金債務を全額収益に振り替えたことによるものであります。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

(区分経理によるセグメント情報)

ア 高齢・障害者雇用支援勘定

総資産は 19,394 百万円と、前事業年度に比べ 3,763 百万円増加 (24.1%) となっております。これは、当事業年度に交付された運営費交付金等について、予算執行の効率化により業務費等の節減を図ったこと等により、現金及び預金が 4,179 百万円増加したことが、主な要因であります。

イ 障害者職業能力開発勘定

総資産は 445 百万円と、前事業年度に比べ 85 百万円増加 (23.8%) となっております。これは、当事業年度に交付された運営費交付金について、予算執行の効率化等により業務費等の節減を図ったことにより、現金及び預金が 111 百万円増加したことが、主な要因であります。

ウ 障害者雇用納付金勘定

総資産は 18,301 百万円と、前事業年度に比べ 9,815 百万円減少 (△34.9%) となっております。これは、障害者雇用納付金関係業務の財源である障害者雇用納付金収入 (障害者雇用に係る法定率の未達成の事業主から納付される納付金) よりも、障害者雇用納付金関係事業費等が上回ったことにより、現金及び預金が 7,629 百万円減少するとともに、財源確保のため、金銭の信託を 2,000 百万円減少させたことが、主な要因であります。

表 総資産の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢・障害者雇用支援勘定	17,632	20,074	13,418	15,631	19,394
高齢者雇用支援事業	3,438	5,528	856	1,974	5,300
障害者雇用支援事業	14,194	14,547	12,562	13,657	14,094
障害者職業能力開発勘定	271	232	159	359	445
障害者雇用納付金勘定	46,114	41,616	36,285	28,115	18,301
勘定相互間消去額	△307	△2	△1	△1	△2
合計	63,710	61,920	49,861	44,105	38,138

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成 22 事業年度の行政サービス実施コストは 37,545 百万円と、前事業年度に比べ 12,829 百万円減少（△25.5%）しております。これは、

- ・ 損益計算書上の費用において、高齢者雇用支援事業費が 14,337 百万円減少したことによるコストの減少

- ・ 損益計算書上の自己収入等（コストの控除額）において、納付金収入が 1,805 百万円減少したことによるコスト控除額の減少

が、主な要因であります。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
業務費用	66,584	52,307	50,821	49,349	36,383
うち損益計算書上の費用	87,823	71,977	68,895	64,936	50,146
うち自己収入	△21,239	△19,670	△18,073	△15,588	△13,763
損益外減価償却相当額	179	160	151	156	291
損益外減損損失相当額	13	15	2	—	16
損益外利息費用相当額	—	—	—	—	4
損益外除売却差額相当額	—	—	—	—	166
引当外賞与見積額	—	11	△38	9	△14
引当外退職給付増加見積額	290	171	428	317	182
機会費用	575	521	550	544	517
行政サービス実施コスト	67,641	53,185	51,915	50,374	37,545

(2) 施設等投資の状況(重要なもの)

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	88,156	87,983	71,319	70,930	64,554	65,113
運営費交付金受入	18,336	18,336	17,786	17,786	17,458	17,458
施設整備費補助金受入	40	36	35	35	33	33
高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金受入	48,654	48,306	34,295	33,288	29,577	29,577
受託収入	49	45	—	—	—	—
その他の収入	21,077	21,260	19,204	19,821	17,486	18,046
支出	93,090	87,959	78,936	72,072	73,574	68,878
人件費	6,956	6,405	6,602	6,339	6,512	6,088
一般管理費	1,193	1,157	1,132	1,057	1,112	1,034
業務経費	84,853	80,332	71,167	64,642	65,917	61,723
施設整備費	40	33	35	34	33	33
受託業務費	49	32	—	—	—	—

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		
	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	59,725	58,952	46,206	44,830	
運営費交付金受入	17,756	17,756	14,679	14,679	
施設整備費補助金受入	61	61	—	—	
高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金受入	25,552	25,552	17,185	16,381	
受託収入	—	—	—	—	
その他の収入	16,356	15,583	14,341	13,770	(注 1)
支出	69,047	64,922	57,633	50,015	
人件費	6,647	6,213	6,356	5,850	(注 2)
一般管理費	1,139	960	1,062	853	(注 3)
業務経費	61,200	57,688	50,215	43,311	(注 3)
施設整備費	61	61	—	—	
受託業務費	—	—	—	—	

(注 1) 障害者雇用納付金収入の実績額が予算額を下回ったこと等による減

(注 2) 給与、報酬等支給額見直しにより、実績額が予算額を下回ったこと等による減

(注 3) 予算執行の効率化等により業務費等の節減を図ったこと等による減

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

人件費については、「第2期中期目標及び中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度以降の5年間で5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年 閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること」としております。

平成22年度末において、基準年度額（平成17年度）の給与、報酬等支給総額と比較して8.7%に相当する額を削減したところであります。

平成22年度において、一般管理費については、中期目標・中期計画を達成すべく、新規に追加される業務等を除き、予算上前年度比7.1%の節減を図ったところであります。

また、業務経費についても、行政刷新会議を踏まえた高齢期雇用就業支援コーナーの廃止及び地方委託業務の見直し等により、新規に追加される業務等を除き、予算上前年度比24.5%と、中期目標・中期計画上の目標である1.9%を大幅に上回る節減を図ったところであります。

[単位：百万円]

区分	前年度中期目標期間終了年度		当中期目標期間									
	金額	比率	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人件費	6,602	-	6,512	-	6,647	-	6,356	-	6,829	-	6,687	-
うち既定分	6,354	100.0%	6,291	99.0%	6,228	98.0%	5,990	94.3%	5,621	88.5%	5,565	87.6%
うち新規・拡充業務	-	-	-	-	70	-	70	99.0%	856	1222.9%	848	1211.4%
うち退職手当	248	-	221	-	348	-	296	-	352	-	274	-
一般管理費	1,132	-	1,112	-	1,139	-	1,062	-	1,125	-	755	-
うち既定分	1,132	100.0%	1,112	98.2%	1,079	95.3%	1,004	88.7%	953	84.2%	700	61.8%
うち新規・拡充業務	-	-	-	-	60	-	58	96.7%	172	286.7%	55	91.7%
業務経費	71,167	-	65,917	-	61,200	-	50,215	-	44,494	-	49,179	-
うち既定分	15,366	100.0%	15,129	98.5%	14,681	95.5%	11,219	73.0%	8,063	52.5%	8,028	52.2%
うち新規・拡充業務	-	-	-	-	580	-	572	98.6%	565	97.4%	558	96.2%
うち支給金等	55,801	-	50,788	-	45,939	-	38,424	-	35,865	-	40,593	-

(注1)各事項の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2)平成21年度からの新規及び拡充業務は、リワーク事業、地域の関係機関に対する助言・援助等事業及び先導的訓練事業等である。

(注3)「当中期目標期間」の「比率」欄は「前中期目標期間終了年度」を100%とした場合の削減率である。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は40,195百万円で、その内訳は、運営費交付金収益12,502百万円（収益の31.1%）、補助金等収益13,930百万円（収益の34.7%）、障害者雇用納付金収入13,413百万円（収益の33.4%）、その他収益351百万円（0.8%）

となっております。また、これを事業別に区分すると、次のとおりとなります。

ア 高齢・障害者雇用支援勘定－高齢者雇用支援事業

運営費交付金収益	2,792 百万円（事業収益の 16.7%）
補助金等収益	13,930 百万円（事業収益の 83.2%）
その他収益	13 百万円（事業収益の 0.1%）
計	16,736 百万円

イ 高齢・障害者雇用支援勘定－障害者雇用支援事業

運営費交付金収益	8,954 百万円（事業収益の 99.4%）
その他収益	54 百万円（事業収益の 0.6%）
計	9,008 百万円

ウ 障害者職業能力開発勘定

運営費交付金収益	755 百万円（事業収益の 99.2%）
その他収益	6 百万円（事業収益の 0.8%）
計	762 百万円

エ 障害者雇用納付金勘定

障害者雇用納付金収入	
	13,413 百万円（事業収益の 98.0%）
その他収益	277 百万円（事業収益の 2.0%）
計	13,690 百万円

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 高齢・障害者雇用支援勘定－高齢者雇用支援事業

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（以下、「機構法」という。）第 11 条第 1 項第 1 号～第 3 号に基づき、高齢者雇用に関する給付金の支給、高齢者雇用に関する事業主等に対する相談・援助の業務等を行っております。

事業の財源は、事務費については、運営費交付金 3,845 百万円及び雑収入 23 百万円、助成金については、厚生労働省から交付される高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金 16,381 百万円となっております。

事業に要する費用は、高年齢者等助成金支給経費 16,733 百万円、高年齢者等雇用相談経費 2,367 百万円となっております。

イ 高齢・障害者雇用支援勘定－障害者雇用支援事業

機構法第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、障害者職業センターの設置運営業務等を行っております。

事業の財源は、事務費については、運営費交付金 9,966 百万円及び雑収入等 57 百万円となっております。

事業に要する費用は、人件費 4,501 百万円、一般管理費 510 百万円、障

害者職業センター運営経費 3,961 百万円となっております。

ウ 障害者職業能力開発勘定

機構法第 11 条第 1 項第 5 号に基づき、障害者職業能力開発校の運営業務等を行っております。

事業の財源は、運営費交付金 868 百万円及び雑収入 6 百万円となっております。

事業に要する費用は、人件費 486 百万円、一般管理費 112 百万円、障害者職業能力開発校運営経費 163 百万円となっております。

エ 障害者雇用納付金勘定

機構法第 11 条第 1 項第 6 号に基づき、障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金、報奨金、助成金の支給、障害者技能競技大会の開催、障害者雇用に関する調査研究、啓発の業務等を行っております。

事業の財源は、障害者雇用納付金収入 13,413 百万円及び雑収入等 271 百万円となっております。

事業に要する費用は、人件費 863 百万円、一般管理費 231 百万円、障害者雇用納付金関係経費 22,455 百万円となっております。

以上